

D I Y実施に関する届出書兼誓約書

福岡県住宅供給公社理事長 殿

_____年_____月_____日

届出者 _____団地_____棟_____室

賃借人（契約者名）_____

電話番号_____—_____—

私は、_____団地_____棟_____号室において、D I Yを行いたいので届け出ます。

D I Yの実施にあたっては、以下の事項を遵守し、後日、異議の申立て等は一切行いません。

記

- 1 私がD I Yを実施する_____団地は、裏面「D I Y対象団地」であることを確認しました。
- 2 私が実施するD I Yは、裏面「D I Y対象項目」の範囲内のものであり、そこに記載されたもの以外のD I Yは理由のいかんを問わず、一切行いません。また、躯体及び共用部の破損又は改修を伴うD I Y及び法令に違反するD I Yは、一切行いません。

なお、私が実施するD I Yのうち、貴公社が認めたものについては、住宅退去時の原状回復義務は負わないものとします。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではなく、私の負担により原状回復又は撤去を行います。

 - (1) 施工内容が本届出書又はD I Y対象項目の条件に適合しない場合
 - (2) D I Yに起因して不具合、損傷又は安全上の問題が生じた場合
 - (3) 貴公社が住宅管理上必要と認め、補修又は撤去の指示を行った場合

また、貴公社はD I Y施工上の強度その他の性能について一切保証しないことを理解し、異議なく承諾します。
- 3 私は、「D I Yとして行い得る項目」及び「D I Y実施の条件」が裏面記載のとおりであることを異議なく承諾しており、次の事項については、特に留意してD I Yを実施します。
 - (1) 「D I Yとして行い得る項目」について
 - ① D I Yに使用する材料は、シックハウス症候群に対処するため、ホルムアルデヒド放散等級のF☆☆☆☆の部材に限って使用し、それ以外の部材は使用しないこと。
 - ② 釘打ち、ビス止め等は木部に限り行うものとし、コンクリート部には一切行わないこと。
 - ③ コンセント及びスイッチ等を中心とした横幅30cmの壁面は電気配線が埋め込まれている可能性が高いため、釘打ち等を行わないこと。また、それ以外の部分についても電気配線の有無を自ら確認し、安全を確保した上で施工すること。
 - ④ 壁面等の構造部分（躯体を含む）には加工、固定等を行わないこと。
 - ⑤ D I Yで設置するものに関しては、非構造部分に限り、自ら強度を確認した上で施工すること。
 - ⑥ 私がD I Yで設置したものについては、貴公社が原状回復を不要と認めたものを除き、退去時に全て自己負担で撤去すること。私が撤去せず、貴公社が撤去した場合の費用については、私が負担すること。
 - (2) D I Y実施に伴う事故、損害等について
 - ① 私の行うD I Yによる事故及び損害等については、すべて私の自己責任であること。
 - ② D I Yの実施に際しては、貴公社、第三者に損害を与えないように十分注意するとともに、万一損害を与えたときは、私の責任においてすべての問題を解決すること。
 - (3) 私が実施したD I Yに起因して貴公社、第三者に不具合が生じ、又は修理や取替が必要となったときは、賃貸借契約の定めによる修繕負担区分にかかわらず、貴公社の指示に従い、私の負担で修理又は取替を行うこと。私が修理等を行わず、貴公社が修理等を行った場合の費用については、私が全額負担すること。
 - (4) 私が行ったD I Y等に関する所有権、造作買取請求権及び費用償還請求権はすべて放棄し、公社に対してこれらの主張や請求はしないこと。
 - (5) 貴公社が住宅管理上必要であると認めて補修等を行うときは、次の事項を異議なく承諾すること。
 - ① 貴公社が私の実施したD I Yによる造作物等を撤去すること。
 - ② 撤去（補修等実施）後の復旧については、公社が定める仕様によること。
 - ③ 貴公社の指示があるときは、これに従うこと。

(6) その他

- ① D I Yの実施にあたっては、近隣住民の生活に最大限配慮すること。特に音の出る作業を行うときは、あらかじめ近隣住民の挨拶及び説明を行い、夜間及び早朝の時間帯を避け、近隣住民の迷惑にならないようにすること。
- ② D I Y対象項目以外の修繕負担区分については、賃貸借契約の規定に従うこと。
- ③ D I Yによって不具合が生じたときや第三者に損害を与えたときは、速やかに貴公社に報告すること。
- ④ 貴公社の指示があるときはこれに従うこと。

以上

【D I Y対象団地】

☐ 名島団地（福岡市東区）	☐ 舞松原団地（福岡市東区）
☐ 東福岡団地（11000 棟は除く）（福津市）	

【D I Y対象項目】

D I Yの部位	D I Yとして行い得る項目	D I Y実施の条件
木部	釘・ビス打ち	釘・ビス等による棚設置 ※1 コンクリート部、プラスターボード壁には、釘、ビス等をうつことはできないこと。 ※2 床から天井までのコンセント及びスイッチ等を中心とした横幅30cmの壁面は電気配線が埋め込まれている可能性が高いため、釘打ち等を行わないこと。また、それ以外の部分も電気配線が埋め込まれていないことを自ら確認し、電気配線部分には釘打ち等をしないこと。 ※3 自ら壁の強度を確認すること。
	塗装替え（建具枠、巾木）	
床	クッションフロアシート貼り	
壁	塗装替え	
	クロス貼り	
天井	塗装替え	
内部建具	ふすまの貼り替え	
	ふすま取手の取り替え	
	ふすまの撤去	処分費用については自らが負担すること。
流し台	表面シート貼り付け	
	取手の取り替え	
吊戸棚	撤去	
	棚の設置	自ら壁の強度を確認すること。原則として、原状回復は不要。
押入れ・物入れ	ハンガーパイプ設置	自ら壁の強度を確認すること。原則として、原状回復は不要。
その他	スイッチプレートの取り替え	
	棚の設置	
	手摺の設置	自ら壁の強度を確認すること。原則として、原状回復は不要。ただし、台所に設置したカーテンレール等は撤去すること。
	カーテンレールの取り替え	
	その他の造作物の設置	

D I Yに使用する材料は、シックハウス症候群に対処するため、ホルムアルデヒド放散等級のF☆☆☆☆の部材に限って使用し、それ以外の部材は使用しないこと。

【D I Y非対象部】

次の部位は、D I Yの対象外である。

- ・躯体
- ・住宅設備
- ・外部建具（玄関ドア、窓）

本届出書兼誓約書にご記入いただきました個人情報については、住宅の管理上必要な場合にのみ使用します。
